

第2次芦屋市市民マナー条例推進計画(原案)に係る市民意見募集(報告)

1 募集期間:平成30年12月17日(月)~平成31年1月26日(土)

提出件数:4人6件

2 意見及び市の考え方

取扱区分:A(意見を反映)0件, B(実施にあたり考慮)0件, C(原案に考慮済み)3件, D(説明・回答)3件

No.	該当箇所	項	市民からの意見(全文)	取扱区分	市の考え方
1	取組の柱4 監視・指導 体制の整備	P15 ~ P16	指導員による巡回を継続して下さい。	C	専門員によるパトロールの強化を望む市民の方も多いため、市民マナー条例指導員による喫煙禁止区域を中心とした巡回と、違反行為に対する取り締まりを引き続き実施してまいります。
2	取組の柱1 違反行為の 特性に応じ た啓発	P9	条例の周知をするためには地道なキャンペーンの継続が必要だと思います。	C	これまで、地域のお祭り等の機会を活用し、市民の方の協力を得ながら啓発キャンペーンを実施してきました。今後も、効果的で柔軟な啓発活動を実施してまいります。
3	取組の柱4 監視・指導 体制の整備	P15	犬のふんの放置が目につきます。新たな手法で犬のふんの放置がなくなるように考えて下さい。	C	新たな手法として、イエローチョーク作戦(原案P15参照)の実施に向け検討してまいります。
4	その他意見	—	私は弱視で白杖で単独外出している市民です。2号線などを渡る時に引かれかけました。メイン道路には音声信号機の設置要望します。(4年前から要望し続けています)「清潔で安全・快適な生活環境確保に関する条例」ということで要望しました。	D	警察が所管となりますので、芦屋警察へ要望内容をお伝えいたしました。
5	その他意見	—	迷惑駐車は”マナー違反”ではなく、”モラル”に関わる行為と考えますが現行法では、取り締まり難しい行為の一つであります。 スーパー・コンビニの駐車スペース・私有地など空地への無断駐車・泊め置き駐車は、犯罪の温床となる可能性が高いにもかかわらず、警察は民～民問題との判断から、積極介入しようとしません。 マナー条例に過料ではなく罰金と明記し取り締まることで、芦屋市民は厳しいマナーを科していると感じ、アピールするべきではないでしょうか！	D	私有地への無断駐車・泊め置き駐車について、市の条例により規制することはなじまないと考えております。 所有者の方から、直接警察へご相談いただくか、市の法律相談をご利用下さい。(法律相談は個人の方のご利用に限られます。)

6	その他意見	<p>基本目標1 違反行為をしない・させない「人づくり」について喫煙の特性についてまず理解を深める必要がある。厚生労働省が2016年に出した『喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書』いわゆるタバコ白書の310ページには喫煙はニコチン依存症の原因となると結論付けられ、307ページにはニコチン依存症の病態の認知的側面として『喫煙の個人的価値が相対的に上昇して他の価値(健康, 家族等)を凌駕する』とある。喫煙に係る禁止項目が徹底されないのは、条例の遵守よりも喫煙を優先する価値観が喫煙者にあることが理由と考えられる。そこで違反行為をしない「人づくりを進めるためには、ニコチン依存症を治療する必要がある。</p> <p>については違反を繰り返す喫煙者には禁煙外来の受診を促す取組を『取組の柱1 違反行為の特性に応じた啓発』に加えられたい。ニコチン依存症管理料が医療機関に診療報酬として支払われるので喫煙者の負担は軽減される。</p> <p>また子どもへの防煙教育の取組を『取組の柱2 子どもの頃からの意識・関わりづくり』に加え、その中でタバコに含まれるニコチンはヘロインやコカインといった違法薬物よりも高い依存性を持つこと、その使用が自分の行動をコントロール出来なくなってしまうことを強調し、成人しても喫煙を開始しない人生を選択出来るよう教育されたい。</p>	<p>D</p> <p>市民マナー条例では、清潔で安全・快適な生活環境を確保することを目的として、市内全域の公共の場所における歩行中または自転車乗車中の喫煙を禁止し、また、特に人通りの多い駅周辺の公共の場所について、喫煙禁止区域に指定しております。</p> <p>喫煙・受動喫煙が身体に及ぼす影響につきましては、芦屋市健康増進・食育推進計画に基づき、啓発と禁煙指導を行っていくとともに、学校教育において、喫煙によるリスクやニコチンの依存症についても、引き続き教育を行ってまいります。</p>
---	-------	--	---